

基本計画

1 基本計画の対象となる区域（促進区域）

（１）促進区域

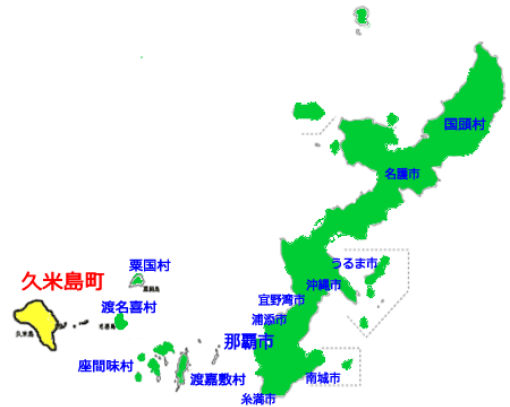
設定する区域は、平成 29 年 7 月 31 日現在における沖縄県島尻郡久米島町の行政区域とする。本行政区域は、有人/無人の 5 島からなる。久米島（周囲 48km、面積 59.53km²）が最大の島で行政区域全人口の 99%に当たる住民が居住し、0.5km 離れた奥武島とは橋で連結され 21 人が居住、またオーハ島には 8 人が居住している。無人島として、鳥島、硫黄鳥島がある。5 島全体で概ねの面積は 6,400 ヘクタールとなっている。

本区域は、久米島県立自然公園に指定（昭和 58 年 5 月 30 日）されている地域及び特定植物群落である「久米島大岳のイタイジ群落」や重要湿地である「久米島の溪流・湿地」、県指定仲里鳥獣保護区及び県指定具志川鳥獣保護区等が含まれるため、「8 環境の保全その他地域経済牽引事業の促進に際し配慮すべき事項」において、環境保全のための配慮を行う事項を記載する。

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保全に関する法律に規定する生息地域等保護区に指定されている区域については、本区域から除外する。（参考資料）

なお、自然環境保全法に規定する原生自然環境保全地域及び自然環境保全地域は、本区域には存在しない。

促進区域に係る港湾計画について、港湾を中心とした土地の利用や交通体系の強化などが計画されており、当該港湾計画に関連した促進区域の設定にあたっては、同計画と調和し、整合を図るものとする。



（２）地域の特色（地理的条件、インフラの整備状況、産業構造、人口分布の状況等）

①地理的条件

久米島町は、沖縄本島の西約 100 kmに位置する離島であり、島の北部にラムサール条約に登録されている大岳、宇江城岳、南東部にはアーラ岳を中心とする山地が連なり、南西海岸は緩やかな砂丘海岸で北西海岸（西銘崎）一帯から島南西部を取り囲むように隆起サンゴ礁が延び内海（イノー）を形成している。南東部海岸は平成 8 年に「日本の渚 100 選」に選ばれたイーフビーチがあり美しい海浜地帯となっている。また、島の東側（奥武島～御願崎）には隆起サンゴ礁、砂州（はての浜）が約 8 kmにわたって延び美しい景観をつくっている。

②インフラの整備状況

[久米島空港]

島唯一の久米島空港は、平成 9 年 7 月に滑走路が 2,000m に拡充整備され、ジェット旅客機が就航できるようになった。那覇空港と一日 7 便、約 35 分時間で結び、一日あたりの最大輸送（送迎）能力人数は 450 人となっている。現在、島民はもとより島を訪れる観光客のほとんどが利用している。



[兼城港]

島唯一の兼城港は、島の南西側に位置する地方拠点港湾であり、那覇港（泊ふ頭）との間に定期フェリー（定員 350 名）が一日 2 便（往復）就航している。生活物資の搬入や農水産、製造業に必要な原材料、燃料、製品等の物資の物流拠点となっている。このほか地元の小型船等が利用している。



平成 15 年 6 月

③産業構造

久米島町の総生産額は、平成 26 年度でみると 236 億円となっている。業種別でみると第 1 次産業 21 億円（8%）、第 2 次産業 49 億円（21%）、第 3 次産業 166 億円（71%）で、観光業を中心とする 3 次産業が全生産額の 7 割を占める産業構造となっている。

また、業種別従業者数（計 4,025 人 22 年国勢調査）でみると、第 1 次産業 1,114 人（28%）第 2 次産業 623 人（16%）、第 3 次産業 2,270 人（56%）となっている。

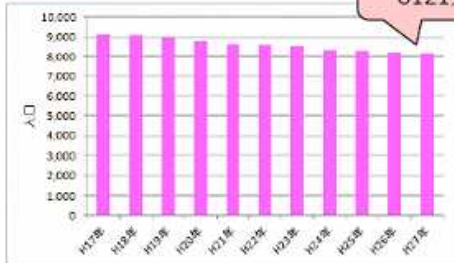
主な農畜産物はさとうきび、花卉類、肉用牛で、水産物では、クルマエビ及びクビレズタ（以下、「海ブドウ」という。）がそれぞれ全国 1 位の生産額となっている。水産養殖生産は、平成 12 年に開所した全国で最大規模の取水量となる海洋深層水施設（沖縄県所有）から有償譲渡（分水）される深層水を利用したことによる市場価値を創出し安定生産が可能となったことが大きい。

④人口分布の状況等

久米島町の総人口は、平成 29 年 1 月現在で 8,101 人（住民基本台帳）となっている。平成 2 年頃をピークにその後は緩やかに減少傾向が続いている。

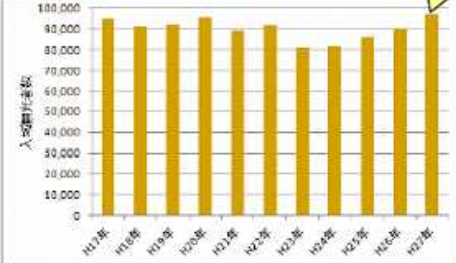
久米島の産業の概況

人口



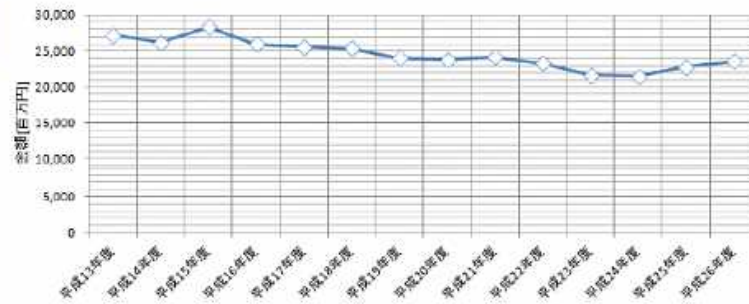
平成27年度
8121人

観光客数



平成27年度
97,182人

町内 総生産額



データ出典： 人口・観光客数：「久米島町 平成28年度 産業の概要」，久米島町
町内総生産額：「平成26年度沖縄県市町村民所得 IV 市町村民所得統計表 市町村内総生産」，沖縄県

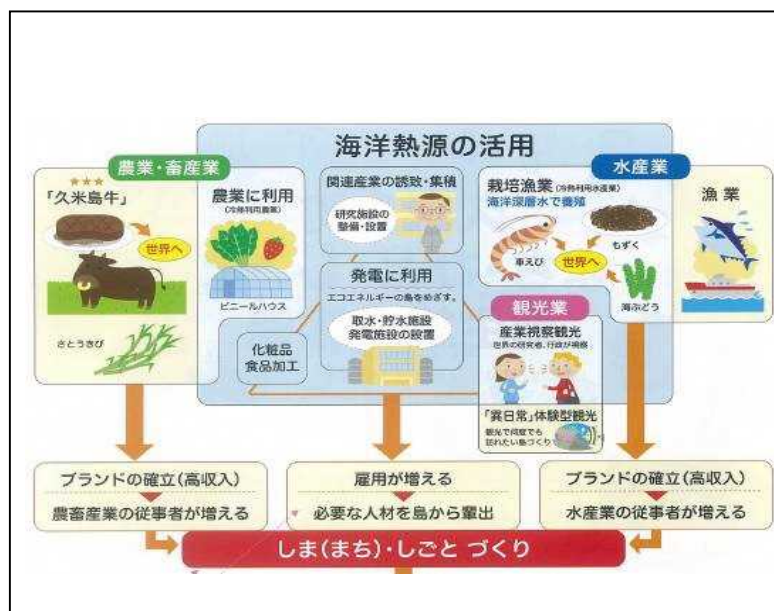
2 地域経済牽引事業の促進による経済的効果に関する目標

(1) 目指すべき地域の将来像の概略

本促進区域では、沖縄県による海洋深層水研究所（平成 12 年）の開所を契機に深層水の特長（冷熱、清浄性、富栄養性）を利用した産業利用研究が進んでおり、同研究所周辺で水産養殖業を中心に集積してきており、深層水を利用した産業による平成 27 年度生産額は 24.8 億円（雇用者数 140 名以上）で、サトウキビ、肉用牛、花卉等農畜産業 22.8 億円、水産業では 19.9 億円を上回り、地域経済の柱となっている。また、促進区域内の総生産額 237 億円（沖縄県企画部統計課「沖縄県市町村所得 IV 市町村所得統計表市町村内総生産」（以下「統計表」））の 10%を占めている。

このため、本促進区域においては海洋深層水を使用した高付加価値の事業振興を目指す。なお、本町の地方創生総合戦略においても、海洋深層水の特性を活かした産業を地方創生の核と位置づけている。

地方創生の核としての期待（久米島町地方創生総合戦略）



(2) 経済的効果の目標

【経済的効果の目標】

	現状	計画終了後	増加率
海洋深層水関連産業付加価値額	491 百万円	691 百万円	4%

[算定根拠等]

- ①1 件あたり平均 1 億円の付加価値額を創出する地域経済牽引事業を 2 件創出し、20 名の雇用創出を目指す。
- ②現状の海洋深層水関連産業付加価値額は平成 27 年度の深層水関連産業の売上高 24.8 億円で業種別付加価値率（平成 24 年経済センサス沖縄県データの「付加価値額／売

上高」) を乗じて算定した。平均付加価値率を 19.8%とした。

- ・現状の海洋深層水関連産業付加価値額

$$24.8 \text{ 億円} \times 19.8\% = 4.91 \text{ 億円}$$

- ・5年間で、1件あたり売上高5億円の地域経済牽引事業2件の創出により10億円の売上増

$$10 \text{ 億円} \times 19.8\% = 2 \text{ 億円} \quad (2 \text{ 億円の付加価値額})$$

- ・計画終了後の付加価値額

$$4.91 \text{ 億円} + 2 \text{ 億円} = 6.91 \text{ 億円}$$

【任意記載のKPI】

	現状	計画終了後	増加率
地域経済牽引事業の新規事業件数	—	2件	—
地域経済牽引事業の平均付加価値額	—	100百万円	—
地域経済牽引事業の雇用創出者数	—	20人	—

3 地域経済牽引事業として求められる事業内容に関する事項

(1) 地域の特性の活用

「5 地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性に関する事項」において記載する地域の特性の活用戦略に沿った事業であること。

(2) 高い付加価値の創出

基本計画期間を通じた地域経済牽引事業による付加価値は、沖縄県の1事業所あたり平均付加価値額（経済センサスー活動調査（平成24年））2,926万円を上回ること。

(3) 地域の事業者に対する相当の経済的効果

基本計画期間を通じた地域経済牽引事業の実施により、促進区域内において、以下のいずれかの効果が見込まれること。なお、海洋深層水の供給者（有償譲渡）は沖縄県であるため、事業者間取引額は設定しない。

①促進区域に所在する事業者の売上げが開始年度比で16.5%以上増加すること。

②促進区域に所在する事業者の従業者数が開始年度比で18%以上増加すること。

4 促進区域の区域内において特に重点的に地域経済牽引事業の促進を図るべき区域（重点促進区域）を定める場合にあっては、その区域

該当なし

5 地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性に関する事項

(1) 地域の特性及びその活用戦略

本基本計画では、より付加価値の高い海洋深層水の活用を目指して、以下の2分野の利用を促進する。

- ①国内最大規模の取水量を誇る海洋深層水を活用した農水産業分野
- ②国内最大規模の取水量を誇る海洋深層水を活用した観光産業分野

(2) 選定の理由

①国内最大規模の取水量を誇る海洋深層水を活用した農水産業分野

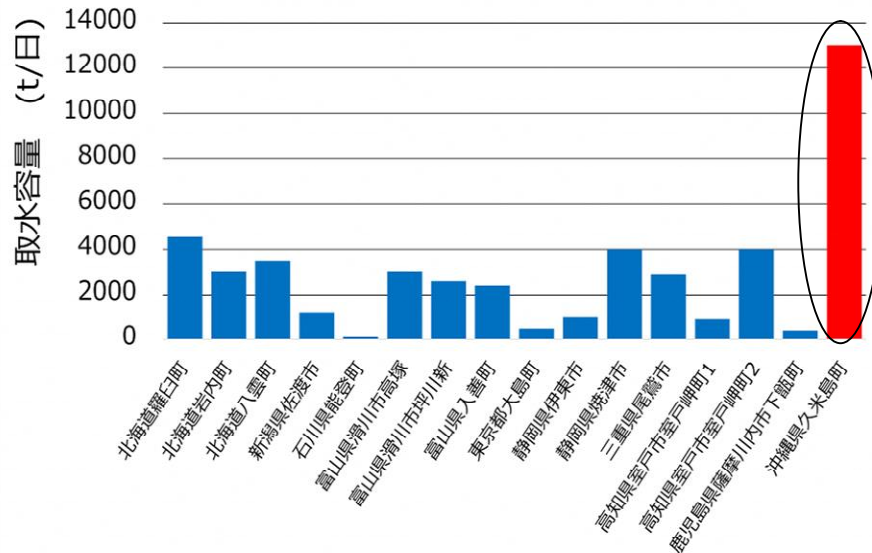
久米島における海洋深層水取水能力は13,000ト/日で国内最大規模で、世界ではハワイに次いで2番目の規模を誇る。沖合2,500m、水深612mから取水した深層水は、水温8.5℃、微生物などの汚染物がほとんど無く清浄で、ミネラル等の富栄養性が高い。このため、冷熱利用から清浄性、ミネラル特性を利用する事業まで多分野の水産、農業、製造業等に幅広く活用できる。

亜熱帯性気候に属する久米島では、夏場（7月～9月）は高気温のため葉野菜類等の農産物の生産ができなかったが、深層水の冷熱利用による生産技術が確立されたことから、これまでは不可能だった植物工場による安全でかつ鮮度の高い農産物や養殖による高級魚介類の生産供給が可能となっている。

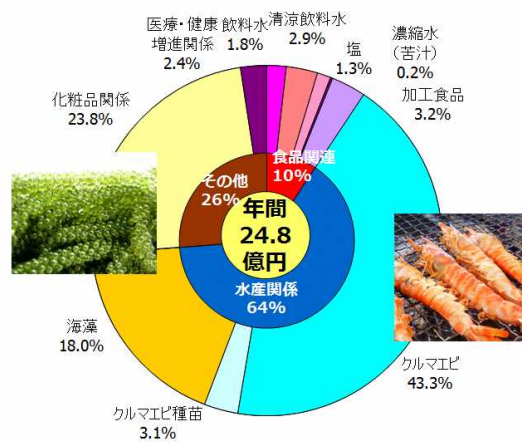
実際、沖縄県海洋深層水研究所から分水される深層水を利用している企業は22社ある。業種では利用の約6割が水産業（クルマエビ、海ブドウ）、次いで製造業（化粧品）となっている。

このように、深層水を活用した農水産業分野での事業は活発に行われており、既に複数の県外事業者からの打診もあることから、進出意欲が高く具体的な地域経済牽引事業が見込まれる分野を対象とした。

国内海洋深層水取水規模



海洋深層水利用業種別生産額（平成 27 年度）



②国内最大規模の取水量を誇る海洋深層水を活用した観光産業分野

①に記載のとおり、久米島の海洋深層水は非常に豊富である。豊富な海洋深層水を活用した産品を活用した地産地消型の観光レストラン等の事業が可能となっている。また、深層水を活用した事業は、特に冷熱の価値が高い熱帯・亜熱帯地域でのメリットが大きい。そのため、当該地域を含む国内外から久米島への産業視察が 60 カ国を超え、平成 28 年度は 1,744 人、平成 25 年度から平成 29 年 6 月現在、通算で 7,000 人を超える訪問がある。このように、海洋深層水を活用した観光産業は非常にポテンシャルが高い。

6 地域経済牽引事業の促進に資する制度の整備、公共データの民間公開の推進その他の地域経済牽引事業の促進に必要な事業環境の整備に関する事項

(1) 総論

多用途で活用できる深層水利用産業はより高付加価値な事業とし、事業者自身の経営基盤に応じて、必要に応じて地域への定着、事業の立ち上がり時期、安定成長期、離島故の物流面の支援等総合的な事業環境を整えていくことが必要である。このため、行政（国、自治体）による税制や財政的な支援はもとより地域の商工会、観光団体、金融機関等により適切に支援することが重要である。支援機能を総合化し、かつワンストップで支援することにより短期間で競争力のある成長産業を育成する。

(2) 制度の整備に関する事項

① 地方創生関係施策

平成 29 年度～平成 31 年度の地方創生推進交付金を活用し、地域経済牽引事業者の市場調査や販路開拓、専門化派遣等のソフト的な支援から基本設計、設備の導入・更新に係るハード面を支援する補助金制度を創設する。

② 久米島深層水ブランド創出

深層水利用方法、利用量等の表記のルールや統一ロゴを作成して、他社製品との識別を用意して、差別化、消費者の安心・安全を見える化する。

(3) 情報処理の促進のための環境の整備（公共データの民間公開に関する事項等）

① 沖縄県海洋深層水研究所が有する深層水に関する物理・科学的な性状データ、農水産業に関する利用技術研究や国内外の深層水関連産業に関する資料、情報を提供及び公開する。

② 観光協会や自治体が保有する入域観光客数の時期、属性、目的、消費行動などに関する情報を提供する。

(4) 事業者からの事業環境整備の提案への対応

① 事業者の抱える課題解決のための相談窓口を、久米島町（プロジェクト推進課）内に設置する。

② なお、相談内容に応じて、町長レベルでの対応策の検討や公設試験研究機関やジェトロ沖縄、中小企業基盤整備機構沖縄事務所等関係機関への仲介や他事業者への紹介、マッチングを行う。

(5) その他の事業環境整備に関する事項

① 事業者の求めに応じて、時機を逸せず効果的な以下の支援を関係機関と連携して行う。

② 深層水利用技術・事業が確立できるまでのインキュベーション機能の提供を行う。

③ 必要に応じて政府系金融機関（沖縄振興開発金融公庫）への斡旋を行う。技術、経営戦略等に関する専門家派遣を行う。

(6) 実施スケジュール

取組事項	平成 29 年度	平成 30 年度から 令和 4 年度	令和 5 年度 (計画最終年度)
【制度の整備】			
① 地方創生交付金の活用		運用	運用
【情報処理の促進のための環境整備（公共データの民間公開等）】			
研究所等が有する技術情報等提供	[随時]		
	12 月から順次公開		
【事業者からの事業環境整備の提案への対応】			
相談窓口の設置	[随時]		
	10 月から設置		
【その他】			
インキュベーション、技術、金融等	他機関と連携して支援		

7 地域経済牽引支援機関が行う支援の事業の内容及び実施方法に関する事項

(1) 支援の事業の方向性

多用途で活用できる海洋深層水利用産業をより高付加価値な事業とし、事業者自身の経営基盤に応じて、必要に応じて地域への定着、事業の立ち上がり時期、安定成長期、離島故の物流面の支援等総合的な事業環境を整えていくことが必要である。このため、行政（国、自治体）による税制や財政的な支援はもとより地域の高等教育機関、商工会、観光団体、金融機関等により技術支援、生産管理、商品開発、販売ルートの確立、設備投資など適切に支援することが重要である。支援機能を総合化し、かつワンストップで支援することにより短期間で競争力のある成長産業を育成する。

(2) 地域経済牽引支援機関が行う支援の事業の内容及び実施方法

①国立大学法人琉球大学

産学官連携による共同研究等に取り組んでおり、研究機関、自治体、公設研究機関や産業界との連携をしている。近年も植物工場において民間企業との共同研究を積極的に

取組んでいる。農水業における地域企業との共同研究開発、技術支援、情報提供を行うなどの地域経済牽引事業の支援を行う。

②独立行政法人中小企業基盤整備機構沖縄事務所

沖縄の地域資源を活用したビジネスや農商工等連携、異分野の連携による新商品開発等の支援、海外進出・販路開拓など事業者のニーズに応じた支援を行う。

③沖縄県海洋深層水研究所

海洋深層水の持続的な総合利用の推進を図り沖縄県の産業振興に寄与することを目的として、農業および水産分野における海洋深層水の利活用に関する研究を実施。研究開発された技術を生産者や企業等に移転し、新商品および新技術の開発や新分野への進出を促す。

④公益財団法人沖縄県産業振興公社

中小企業等の経営基盤強化及び創業の促進に関する事業並びに産業振興に必要な諸事業を行い、もって産業の健全な発展に寄与することを目的としている。経営革新や新事業創出等の経営全般の支援、企業の研究開発を促進するための研究開発・新事業支援等を行う。

⑤久米島商工会、久米島観光協会

経営相談、販路拡大の支援を行う。商品のPRなどを通じた販路開拓支援を行う。

⑥沖縄振興開発金融公庫、地銀

沖縄振興開発金融公庫法に基づく政府系金融機関及び民間金融機関により、事業・資金計画へのアドバイスや出資や短期/中長期の金融支援を行う。

⑦一般社団法人国際海洋資源エネルギー利活用推進コンソーシアム（GOSEA）

海洋深層水利活用に係る調査・研究・開発支援、情報収集、普及啓発、広報や対外発信を行う。（海洋深層水の高度化利用等を目的に久米島町が中心になって平成28年に設立。大学、経済団体、観光団体、大学、金融機関、電力会社、海洋深層水利用事業者等の機関が参画している。）

8 環境の保全その他地域経済牽引事業の促進に際し配慮すべき事項

（1）環境の保全

本促進区域は、久米島県立自然公園に指定（昭和58年5月30日）されているほか、特定植物群落や重要湿地、県指定仲里鳥獣保護区及び県指定具志川鳥獣保護区等の環境保全上重要な地域が含まれることから、地域経済牽引事業を行う者は、整備の実施に当たっては、「第2次沖縄県環境基本計画」第4章において定める環境配慮指針の趣旨等を踏まえるとともに、これら多様な野生動植物の生息・生育に十分配慮し、希少種が確認された場合には、自然環境部局と十分調整を図りつつ、専門家の意見を聴くなどして、生息等への影響がないよう十分に配慮して行う。また地域住民の経済活動や日常生活に影響しないよう、事前に以下のことを実施する。

① 地域経済牽引事業を行う際には、出来るだけ早い段階で、関係機関と相談すること。

② 国土利用計画や沖縄県土地利用基本計画など、土地利用に関する諸計画や海洋基本

法、都市計画法、森林法、農業振興地域の整備に関する法律、農地法、自然公園法、自然環境保全法等の関連諸法令を適切に遵守し、地域の実情に応じた適切かつ計画的な土地利用を図る。

(2) 安全な住民生活の保全

地域経済牽引事業を実施する際には、安全な住民生活の保全に影響すると考えられる取組については、あらかじめ関係する地域住民の意見を聴取することとする。騒音、悪臭、振動、汚染などが発生しないよう細心の注意を払い、また、犯罪及び事故の防止並びに地域の安全と平穩の確保のため、警察をはじめ関係機関との連携を図り、安全で安心して暮らすことができる地域づくりに向けた取組を推進していく。

(3) その他

P D C A体制の整備

久米島町が主体となって定期的に年度終了後、速やかに本基本計画で設定した経済効果等に関するレビューを実施する。必要に応じて基本計画の見直しについて協議する。

9 地域経済牽引事業の促進を図るための土地利用の調整を行う場合にあっては、その基本的な事項

該当なし

10 計画期間

本計画の計画期間は、計画同意の日から令和5年度末日、又は、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部を改正する法律（平成29年法律第47号）附則第7条第1項に基づき地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成19年法律第40号）の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて変更された地域における地域経済牽引事業の促進に関する基本的な方針（以下「新基本方針」という。）に基づいて、令和5年度末日までに改めて基本計画（以下「新基本計画」という。）を作成する場合は、当該新基本計画の同意日の前日のいずれか早い日までとする。

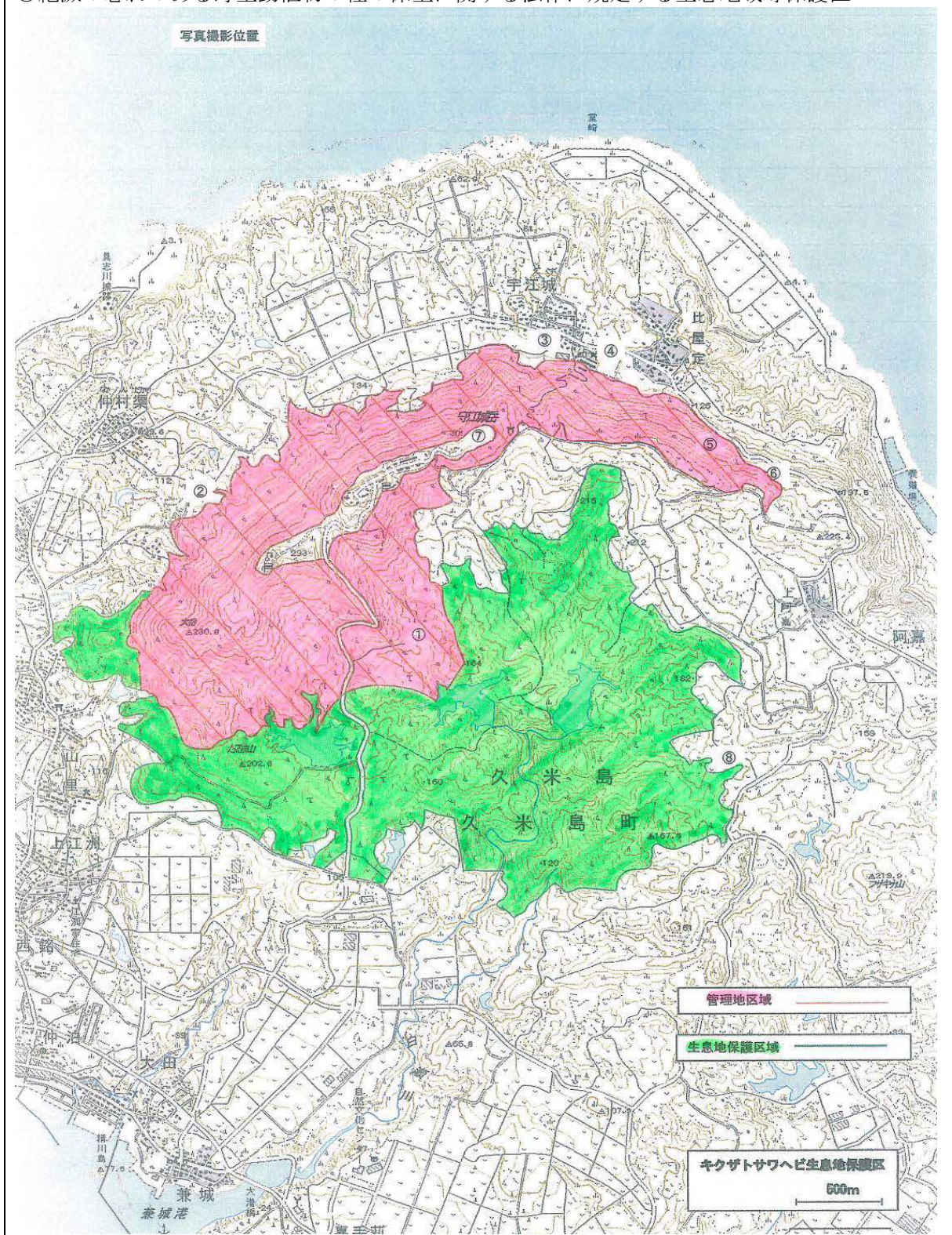
（新基本方針に基づいて新基本計画を令和5年度中に作成する予定である。そのため、令和5年度をその準備期間として位置づけ、計画期間を令和5年度末日、又は、新基本方針に基づいて、令和5年度末日までに改めて新基本計画を作成する場合は、当該新基本計画の同意日の前日のいずれか早い日までとする。）

(参考資料)

【除外区域】

○絶滅の恐れのある野生動植物の種の保全に関する法律に規定する生息地域等保護区

写真撮影位置



○久米島県立自然公園

